

三朝町住宅取得等支援事業補助金 ご利用の手引き (2019.06.03)

三朝町に定住する目的で住宅を新築等された方を対象に、住宅取得費用の一部を補助します。
町外から三朝町に移住し住宅を新築・購入される方や、既に町内の賃貸アパート等にお住まいの方でこれから町内に住宅を新築・購入される方も補助の対象となります。
詳しい要件、手続き等については下記をご覧ください。

1. 補助対象者

住宅の新築・購入等を行い、平成31年4月1日以降に当該住宅に転居又は入居された方で、申請日において下記要件を満たす者。

- (1) 三朝町内に新たに住宅を新築、購入、増改築※する方で、年齢が45歳未満である者
 ※増改築は、3親等以内の親族との同居を目的として、3親等以内の親族から住宅を継承した方で、台所、浴室、トイレ、玄関のうちいずれか2つ以上の設備を住宅内に複数設置しようとする場合に限りです。
- (2) 本補助金の交付を受けてから5年以上三朝町に定住しようとする者
- (3) 過去において本補助金、その他三朝町の移住定住を目的とした住宅取得等に対する補助金の交付を受けていない者
- (4) 市区町村税を滞納していない者

2. 補助金額

| 区分 | 対象者 | 補助金額 (①+②) | |
|------|--|--|---|
| 移住促進 | 申請日において、次のいずれかに該当する者 ア 申請者及びその世帯員が本町に住所を有していない者 イ 本町に転入して1年を経過していない者 ※申請日前1年以内に本町から転出したことがある者を除きます。 | ①補助対象経費（新築等に要する経費（当該新築等に伴う土地の購入に要する経費を含む。）に5/100を乗じて得た額 （上限100万円） | ②補助対象者と現に同居する子ども（申請日において中学校修了前の子ども）の人数に20万円を乗じて得た額。 |
| 定住促進 | 申請日において、次のいずれかに該当する者 ア 申請者又はその世帯員のいずれかが本町に住所を有している者 イ 申請日前1年以内に本町に住所を有していた者 | ①補助対象経費（新築等に要する経費（当該新築等に伴う土地の購入に要する経費を含む。）に5/100を乗じて得た額 （上限50万円） | |

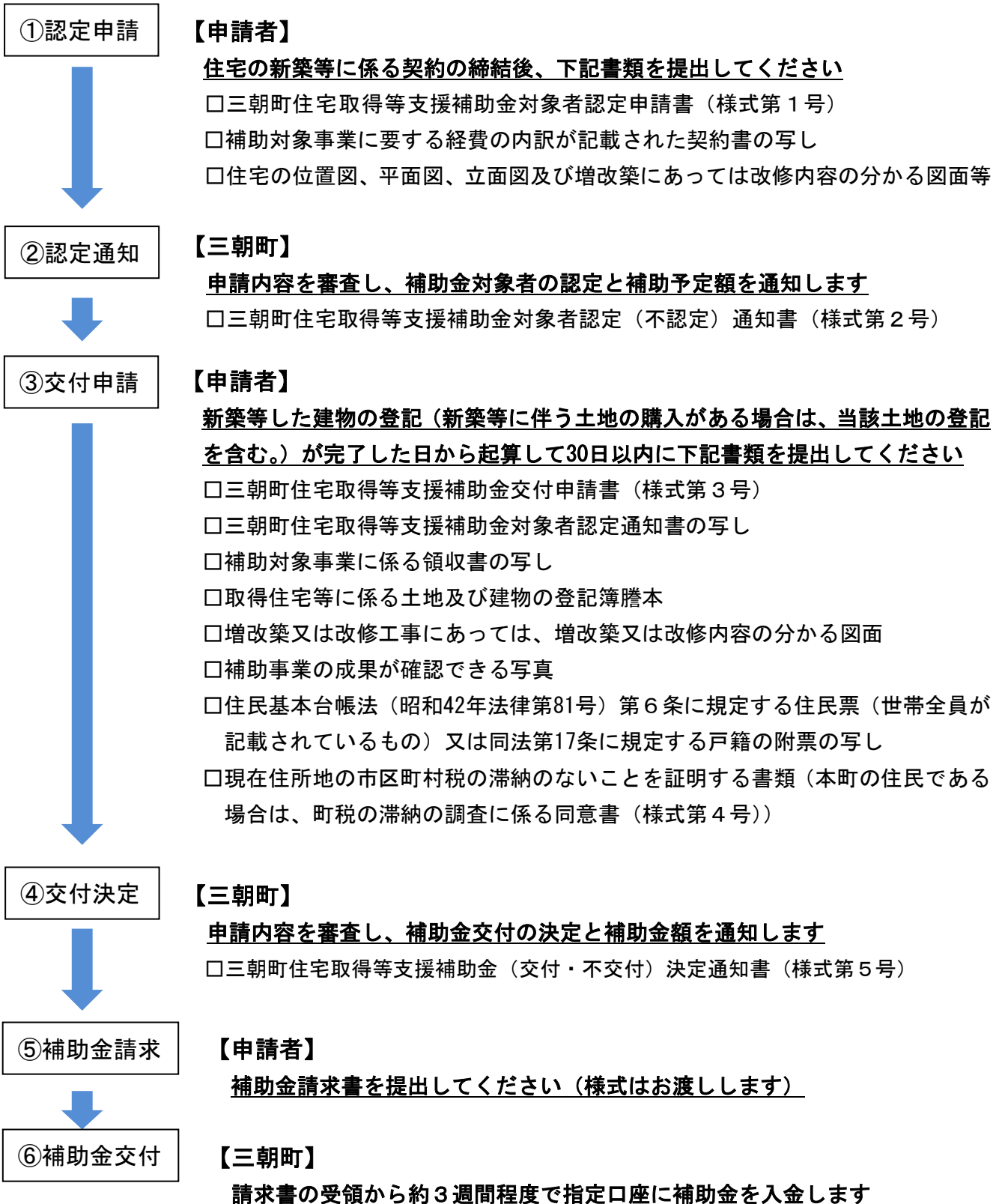
※補助金額の上限について

上記の補助金額 (①+②) が補助対象経費の額を上回る場合は、当該補助対象経費の額となります。

※「申請日」について

本補助金の「申請日」とは、新築等した建物の登記が完了した日から起算して30日以内に行う補助申請日のことを指します。

3. 申請から補助金交付までの流れ



4. 問合せ先

<三朝町観光交流課>

TEL : 0858-43-3514 MAIL:kankou@town.misasa.tottori.jp